

長期間のエステ契約は慎重に

【事例1】 エステコースを契約し、現金一括で支払った。コロナの影響もありエステに行けないため、「解約したい」と電話すると「契約期間（サービス提供期間）外だから返金できない」と言われた。

【事例2】 18回コースのエステ契約をした。代金はローンを組んで、分割で信販会社へ返済中。その後、エステ店から「営業を停止した」というメールが届いた。まだ5回しかエステを受けていないが、信販会社への返済は今後どうなるのか。

【アドバイス】 最近、コロナの影響で、エステの相談が全国的に増えています。エステのように継続して受けるサービスで契約金額が5万円以上かつサービス提供期間が1カ月以上の契約は、8日間のクーリングオフや、中途解約ができます。ただし、事例1のように、契約期間（サービス提供期間）が過ぎると中

途解約はできません。期間は契約書に書かれているので、必ず読んで保管しましょう。事例2のように倒産したら、返金を求めることは困難です。引き落としを止めるには、信販会社へ相談してください。ただし、対応は信販会社次第です。契約は慎重にしましょう。

困ったときは、早めに消費生活センターへ問い合わせください。

【問】 同センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）



「還付金」「給付金」電話でこの言葉を聞いたら詐欺に注意

【事例】

自宅に市役所介護保険課の職員を名乗る男から電話があり、「介護保険料の還付金がある。受け取るには銀行口座の情報が必要だ」と言われた。おかしいと思い、「役所に行って手続きする」と言うのと切られた。市役所に電話で確認すると電話詐欺だと分かった。

【アドバイス】

役所など公的機関の職員を名乗り、「医療費や介護保険料の還付金がある」という内容の電話が各地で多発しています。公的機関が電話で銀行口座や暗証番号を聞くことはありません。介護保険料の還付金手続きはATMではなく、書面でのやり取りになります。柳川警察署管内でも今年の1月に100万円の還付金詐欺被害が発生しました。

固定電話は普段から留守番電話通話にして、



かけてきた相手を確認してから電話に出る、迷惑電話防止機能がついた電話機にするなどの対策をお願いします。

【問】 消費生活センター（市役所大和庁舎1階商工・ブランド振興課内、午前9時～午後4時30分、☎76・1004）